

理由書

本理由書は、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、川越都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更についての理由を示したものです。

I 川越都市計画区域の位置等

川越都市計画区域は、都心から約 40km 圏、埼玉県のほぼ中央部に位置しています。

また、川越都市計画区域に含まれる土地の区域は、川越市、日高市及び川島町の行政区域の全域です。

II 変更の理由

川島町及び桶川市（以下「両市町」という。）は、ごみ焼却ごみ処理場を単独で保有し、各々でごみ処理を行っておりましたが、各施設の老朽化や維持管理コストの増加が課題となっており、早期の建て替えが必要な状況です。

そこで、両市町で広域化を推進し相互協力することで共通の課題を解決していくこととし、令和 5 年 4 月に川島町・桶川市ごみ処理広域化協議会を設置しました。

その後、令和 6 年 5 月に策定した「新ごみ処理施設整備基本構想」において、川島町に新たなごみ処理施設を設けることになったことから、（仮称）川島桶川資源循環センターを追加するものです。

III 変更の内容

名 称	位 置	面 積	変更内容
（仮称）川島桶川資源循環センター	比企郡川島町大字三保谷字元宿及び大字山ヶ谷戸字後谷の各一部	約 46,000 m ²	・ 追加

IV 関連する都市計画

なし